

Information

04

## 新エネルギー設備の設置費用を補助

■登米市住宅用新エネルギー設備導入支援事業補助金

市は、住宅への新エネルギー設備の導入を促進するため、木質バイオマス燃焼機器を設置する人に、設置費用の一部を補助します。

【対象機器】木質バイオマス燃焼機器（ペレットや薪などを燃料とする暖房機器やボイラー）であり、未使用のもの

【対象者】▼市内に住所がある（予定を含む）個人で、補助対象機器を設置する建物を住宅として使用する人▼全ての市税に滞納が無い人▼当該補助金の交付をこれまでに受けていない人▼当補助金の交付決定日以降に対象機器を設置する人

※既に対象機器を購入・設置している場合は、交付対象になりません

【補助対象経費】機器の購入・設置に係る費用

【補助金額】補助対象経費の3分の1（上限10万円）

【申込方法】環境課に備え付けの申請書（市公式ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出ください

※申請前に市の補助金交付要綱および手引きで、補助要件などを確認ください

【申込期限】令和4年3月10日（木）必着

※予算が無くなり次第、受け付け終了

【申し込み・問い合わせ】市民生活部環境課（環境政策係）  
☎0220(58)5553



Information

05

## 市民活動総合補償制度

万が一のために

### 【市民活動総合補償制度とは】

市は、市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、市民活動総合補償制度を設けています。これは、市民活動団体や自治会、その他、市が関与しない市民活動をしている人が、無報酬での公益的な活動中にけがをしたり、誤って第三者を負傷させたりした場合などの不慮の事故を救済する制度です。保険料は市が負担し、保険会社と契約します。皆さんが事前に加入や登録の手続きをする必要はありません。

### 【補償制度対象者】

市内を拠点として継続的、自発的な市民活動により、公益的なサービスを提供している個人や団体が対象です。例えば、レクリエーション活動の場合、活動を運営するスタッフ（サービスの提供者）は補償の対象になりますが、出場者や応援者（サービスの受益者）は対象になりません。

### 【補償の対象となる主な活動】

市民活動の区分	具体例
1 社会教育活動	清掃活動、河川・道路愛護活動、
2 社会福祉・社会奉仕活動	防犯・防火活動、自治会活動（役員会など）、除雪ボランティアなど
3 地域社会活動 など	

※対象となる活動のための会議や準備活動、また、活動の場所から住所地までの往復の移動中も含む

補償の対象とならない主な活動	
宗教・政治・営利を目的とした活動、学校などの行事、銃器を使用する有害鳥獣駆除活動、趣味などを目的としたスポーツや文化活動など	

### 【事故が発生したら】

事故発生から30日以内に、最寄りの総合支所市民課（市の事業での事故は事業担当課）へ、事故報告書（市公式ホームページからダウンロード可）に活動の概要を把握できる資料（通知文、お知らせなど）を添えて申請してください。

### ■賠償責任補償

（第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合）

区分	補償金支払限度額	免責金額
身体賠償	1人につき6千万円 1事故につき2億円	1事故につき1万円（自己負担額）
財物賠償（受託物含む）	1事故につき1千万円 （受託物は100万円）	

※補償の対象とならない主なもの＝交通事故などの車両によるもの、同居親族に対するものなど

### ■傷害補償

（活動中の事故で負傷、もしくは熱中症などを発症し、通院した場合）

区分	補償金支払限度額
死亡補償	1人につき300万円
後遺障害補償	1人につき9万～300万円（後遺障害の程度による）
入院補償	1日につき2千円（180日を限度）
通院補償	1日につき1500円（90日を限度）

※補償の対象とならない主なもの＝自覚症状がわからないむち打ち症や腰痛、脳心疾患・疾病（熱中症、日射病、細菌性食中毒を除く）など

【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課（地域づくり推進係） ☎0220(22)2173 FAX0220(22)9164

Information

06

## 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることから、ひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活を支援します。食費などによる支出増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給します。

が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっているひとり親の人 ※扶養義務者の収入が減少した場合も対象になります

【支給対象者】  
①公的年金等（遺族年金、障害年金、高齢年金、労災年金、遺族補償など）を受給していること、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていないひとり親の人

※公的年金等を受給していることにより児童扶養手当が支給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない人も対象となります

※令和元年の収入または所得が児童扶養手当の支給制限限度額を下回ることが必要です

②新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けて家計が急変し収入が減少するなど、令和2年2月以降の収入

が児童扶養手当を受給していることにより児童扶養手当が支給できないため、児童扶養手当の認定を受けていない人も対象となります

が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっているひとり親の人 ※扶養義務者の収入が減少した場合も対象になります

【申請方法】子育て支援課または総合支所窓口（備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要書類を添付して総合支所窓口へ提出してください

【申請に必要なもの】①子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）

②簡易な収入額の申立書（申請者本人用）

③簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）

※扶養義務者がいる場合に限り  
④簡易な所得額の申立書  
※右記②、③の簡易な収入額の申立書で要件を満たす場合は不要

Information

07

## アメリカシロヒトリを駆除しましょう

アメリカシロヒトリは、クラヤクワなどの樹木に被害を与える害虫です。食害が発生した場合は、樹木所有者が責任を持って駆除処理をお願いします。

温暖な気候が続いた場合は、早期の発生が予想されますので、早めの駆除対策をお願いします。

【発生時期】年2回（例年6月中旬～7月中旬、8月中旬～9月中旬）

【問い合わせ】市民生活部環境課（生活環境係）  
☎0220(58)5553

【駆除用機器の貸し出し】行政区などで地域共同駆除をする場合、無料で高枝切りばさみや動力噴霧器などを貸し出しています。また、高枝切りばさみは、個人・事業所へも貸し出しています

※駆除用機器は、各総合支所に備え付けていますので、市民課窓口へ申請ください  
☎0220(58)5553

Information

08

## 子育てのお手伝いファミサポ事業の会員を募集

ファミリー・サポート・センター事業は、「子育てを助けてほしい人」と「子育てを手伝える人」がそれぞれ会員登録し、信頼関係の下に子育てを有料で支援する事業です。

▼市内に居住または勤務している人で、生後2カ月から小学生までのお子さんがいる人

▼市内に居住または勤務して

▼出産予定日の1カ月前から出産後3カ月までの妊産婦

▼市内に居住している心身ともに健康な20歳以上の人

▼協会員講習会（10月、1月開催予定）を受講した人

▼幼稚園や小学校などの開始前や終了後の送迎、預かり

▼保護者や兄弟姉妹の通院、各種行事、買い物、リフレッシュの際の預かり  
▼妊産婦の家事支援など  
※育児援助を受けるための理由は原則として問いません  
【問い合わせ】ファミリー・サポート・センター事務局（南方面）  
☎0220(58)5558